

中央区銀座地区駐車施設改善事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、銀座地区内で開発建築物に駐車施設等を附置しようとする事業者又は既存建築物の所有者（以下「事業者等」という。）に対し、駐車施設の利便性の向上に資する整備に関し必要な工事等に要する費用（以下「銀座地区駐車施設改善事業費」という。）を、予算の範囲内において補助することにより、銀座地区の交通環境の改善を促進し、もって良好な交通環境の形成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱（平成15年9月4日15中 都 都 第 161号。以下「銀座駐車施設要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、銀座地区における駐車施設の利便性を向上し、交通環境改善に資する事業（以下「駐車施設改善事業」という。）を行う事業者等とする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱により補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、駐車施設改善事業とする。ただし、駐車施設改善事業のうち、銀座駐車施設要綱第10条に規定する利用者の利便性の向上及び交通環境の改善に資する代替措置に該当する事業については、補助対象事業から除く。

(補助対象項目等)

第5条 補助対象項目は、次に掲げるものとする。

- 一 バリアフリー化のための工事（以下「バリアフリー工事」という。）等の障害者の利便性向上に資する整備
- 二 駐車場の満車空車に係る情報を提供のための設備工事等の来街者の利便性向上に資する整備
- 三 地域の荷捌き需要への対応に資する整備
- 四 電気自動車の充電設備の設置
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が交通環境改善に必要と認めるもの

2 開発建築物において実施する駐車施設改善事業の内容は、補助対象者が区長（銀座駐車施設要綱第11条第1項の規定により運用組織を指定している場合にあっては、区長又は運用組織。以下「区長等」という。）と協議の上定めるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項各号に掲げるものに係る費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次のいずれか低い額とする（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）。

一 補助対象経費の全額から次に掲げる額を差し引いた額

ア 国、東京都、中央区（以下「区」という。）その他団体から交付を受けた駐車施設改善事業に係る補助金等の額

イ 補助対象経費に係る消費税法（昭和63年法律第108号）第30条第1項に規定する消費税仕入控除税額（以下「控除税額」という。）

二 10,000千円。ただし、第5条第1項第4号に掲げる補助対象項目については、1基当たり3,500千円とする。

（区長等との事前協議）

第8条 補助対象者は、次条第1項に規定する申請書の作成前に区長等と第5条第2項の協議を行い、別記第1号様式による協議事項報告書（以下「協議事項報告書」という。）を作成しなければならない。

（交付申請）

第9条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、別記第2号様式による駐車施設改善事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて区長等に提出しなければならない。

一 協議事項報告書

二 別記第3号様式による駐車施設改善事業実施計画書

三 見積書の写し

四 工程表

五 別記第4号様式による消費税仕入税額控除確認書（控除税額がない場合に限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 運用組織は、運用組織に対し前項の規定による提出があったときは、申請書等の記載内容に不備がないことの確認を行った上、区長に送付するものとする。

（全体設計の承認等）

第10条 補助対象者は、駐車施設改善事業の実施がやむを得ず複数年度にわたる場合は、別記第5号様式による全体設計承認申請書に必要な書類を添えて、区長等に提出しなければならない。

2 運用組織は、運用組織に対し前項に規定する申請があったときは、申請書類等の記載内容に不備がないことの確認を行った上、区長に送付するものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請又は前項の規定による送付があったときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは別記第6号様式による全体設計承認通知書により、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 区長は、前項の規定による審査の結果、承認しないことを決定したときは、別記第7号様式による全体設計不承認通知書により、第1項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

（交付決定）

第11条 区長は、第9条第1項に規定する申請があったときは、申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認められるときは、別記第8号様式による駐車施設改善事業費補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）を当該申請をした補助対象者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 前項の規定による審査、現地調査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、別記第9号様式による駐車施設改善事業費補助金不交付決定通知書を申請者に通知するものとする。
(変更申請等)

第12条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定通知書を受けたときから事業が完了するまでの間において、申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたとき又は事業を中止しようとするときは、別記第10号様式による駐車施設改善事業変更(中止)承認申請書(以下「変更(中止)承認申請書」という。)に必要な書類を添えて、区長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、変更(中止)承認申請書の作成前に区長等と協議を行い、協議事項報告書を作成し、変更(中止)承認申請書に添付しなければならない。

- 3 区長は、第1項に規定する変更の申請があったときは、申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは別記第11号様式による駐車施設改善事業変更(中止)承認通知書により、不適当と認めるときは別記第12号様式による駐車施設改善事業変更(中止)不承認通知書により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第13条 交付決定者は、補助金に係る補助対象事業の全部を完了した時は別記第13号様式による駐車施設改善事業完了報告書(以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて区長等に報告しなければならない。

- 一 請負契約書の写し
- 二 工事完了写真
- 三 補助対象項目の経費内訳書
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

- 2 交付決定者は、前項の規定による報告に際し、補助金に係る補助対象事業の履行確認を運用組織に依頼し、運用組織は、確認した旨を完了報告書に追記するものとする。

- 3 運用組織は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに履行確認を実施し、是正が必要な場合には指示することとする。

- 4 前2項に規定する履行確認について、銀座駐車施設要綱第11条第1項の規定による運用組織の指定がない場合においては、同項中「運用組織」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、完了報告書の内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、別記第14号様式による駐車施設改善事業補助額確定通知書(以下「補助額確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(請求書及び補助金の交付)

第15条 補助額確定通知書を受けた交付決定者は、別記第15号様式による請求書(以下「請求書」という。)を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、請求書の提出があったときは、交付決定者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

(報告及び調査)

第16条 区長は、駐車施設改善事業の補助に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な事項について、報告を求め、又は調査することができる。この場合において、交付決定者

は、これに協力しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第11条第1項に規定する交付決定を取り消すことができる。

- 一 偽りの申込みその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合には、別記第16号様式による中央区銀座地区駐車施設改善事業交付決定取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第18条 交付決定者は10年以内に補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、十分な注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 交付決定者は、取得財産等について管理台帳等により管理し、10年間は処分することができないものとする。ただし、10年以内に正当な理由がある場合には区長と協議の上取得財産等を処分することができる。
- 3 交付決定者が取得財産等を第三者に譲渡する場合は、交付決定者は被譲渡人に対し財産の管理等に係る義務を継承し、被譲渡人は前2項に係る財産の管理等の義務を負うこととする。

（補助金の返還）

第19条 区長は、第17条第1項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

（違約加算金）

第20条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じて、当該返還の額（その一部を返還しているときは、既に返還した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（その額が100円未満であるときは、これを切り捨てる。）を区に納付しなければならない。

（延滞金）

第21条 交付決定者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、当該未納付額（その一部を納付しているときは、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（その額が100円未満であるときは、これを切り捨てる。）を区に納付しなければならない。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2章は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区交通環境改善支援事業要綱の規定により

作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の中央区交通環境改善支援事業要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。